

会 議 録

会議の名称	令和7年7月定例教育委員会会議		
開催日時	令和7年7月24日 14時0分開会 15時41分閉会		
開催場所	つくば市役所本庁舎4階 401会議室		
事務局	教育局教育総務課		
出席者	委員	教育長 森田 充 委員 倉田 廣之 委員 柳瀬 敬 委員 和泉 なおこ 委員 坂口 まり	
	委員以外の出席者	教育局長 教育局次長兼教育施設課長 教育局次長兼学務課長 教育総務課長 健康教育課課長補佐 学び推進課長 特別支援教育推進室長 総合教育研究所長 教育相談センター所長 生涯学習推進課課長補佐 文化財課長 中央図書館長 こども部こども育成課長 教育局企画監	久保田 靖彦 勝村 英樹 森田 信道 山岡 めぐみ 寺田 紘章 岡野 知樹 中島 澄枝 一瀬 剛 須藤 文雄 瓜阪 恵理名 石橋 充 柴原 徹 小林 将明 青木 孝之
公開・非公開	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0人
会議次第及び議事	1 開会 2 議事録承認 3 教育長の報告 4 案件 (1)議案第50号 つくば市立幼稚園管理規則及びつくば市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する		

	規則の一部を改正する規則について（公開）
(2) 議案第 51 号	つくば市地域クラブ活動参加者支援交付金交付規則の一部を改正する規則について（公開）
(3) 議案第 52 号	教科用図書採択について（非公開）
(4) 報告第 22 号	臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について（つくば市教育委員会職員の特任処分について）（非公開）
(5) 報告第 23 号	臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について（市長からの意見照会に係る回答）（公開）
(6) 報告第 24 号	臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について（つくば市教育委員会奨学金支給対象者の決定）（非公開）
(7) 報告第 25 号	臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について（つくば市教育委員会職員への行政上の措置に関すること（職員への訓告等））（非公開）
5	その他
6	閉会

◎会議の概要

1 開会	
森田教育長	それでは時間になりましたので、ただいまから令和7年7月の定例会を開催いたします。お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。本日もスムーズな会議進行に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。
2 議事録の承認	
森田教育長	まず、議事録の承認ですが、令和7年6月定例会の議事録を委員の皆様事前に確認していただいております。その後修正等がないようでしたら、議事録を承認することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
委員一同	はい。
森田教育長	ありがとうございます。それでは署名人を柳瀬委員にお願いしたいと

	思います。よろしくお願いします。
3 教育長の報告	
森田教育長	<p>続いて、教育長報告です。</p> <p>本当に毎日暑い日が続いております。いつも私は出勤するときに大穂中学校の近くを通るのですが、校長先生が横断歩道に立って子供たちの様子を見てくれていまして、校長先生がいないのを見て夏休みに入っていることを実感しました。子供たちは夏休みということで、自分なりにしっかり課題を持って過ごしてもらっていると良いなと思っているところです。私たちは新年度の当初予算編成のための新年度の新規・拡充・縮小・廃止事業について議論しているところです。ここ最近では、つくばエクスプレス沿線地域を中心とした児童生徒急増に対応した小中学校の新設や新給食センターの整備など、教育環境充実のための様々な施策を教育局では行ってきました。新年度にもさらなる充実に向けて、現在各課が頭を悩ませながら、事業のスクラップアンドビルドを考えているところです。この内容につきましては、来週の29日に皆様に説明しご意見を頂戴できればと思っております。どうぞよろしくお願いします。私からの報告は以上でございます。</p> <p>それでは、4の案件に入ります。本日は、議案が3件と報告が4件です。報告第22号及び第25号は人事案件のため、また、報告第24号は個人情報を含む案件であるため、いずれも非公開としたいと思います。また、議案第52号の教科用図書の採択については、国から静謐な審議環境を確保するよう示されていますので、こちらも非公開としたいと思います。残る議案第50号及び第51号、報告第23号については公開として進めたいと思います。進め方としましては、いつものように非公開案件を先に審議し、後に公開案件を審議することとしたいと思います。委員の皆様、そのようにしてよろしいでしょうか。</p>
委員一同	はい。
森田教育長	ありがとうございます。傍聴人はいないので、そのまま非公開案件の審議に移ります。
(3)議案第52号 教科用図書の採択について（非公開）	

森田教育長	議案第 52 号、教育総務課、お願いします。
山岡教育総務課 長	(議案に対する説明)
森田教育長	質問や確認事項がありましたらお願いいたします。
	(議案に対する質疑応答)
森田教育長	他にはどうでしょうか。よろしいですか。では、これを承認すること でよろしいですか。
委員一同	はい。
森田教育長	では承認するものとさせていただきます。
(4) 報告第 22 号 臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について (つくば市教育委 員会職員の分限処分について) (非公開)	
森田教育長	報告第 22 号、教育総務課、お願いします。
山岡教育総務課 長	(議案に対する説明)
森田教育長	質問や確認事項がありましたらお願いします。よろしいですか。
委員一同	はい。
森田教育長	では報告のとおりとさせていただきます。
(6) 報告第 24 号 臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について (つくば市教育委 員会奨学金支給対象者の決定) (非公開)	
森田教育長	報告第 24 号、教育総務課、お願いします。
山岡教育総務課 長	(議案に対する説明)
森田教育長	質問や確認事項がありましたらお願いします。

	(議案に対する質疑応答)
森田教育長	他にはどうでしょうか。よろしいですか。では、これを承認すること でよろしいですか。
委員一同	はい。
森田教育長	では承認するものとさせていただきます。
(7)報告第 25 号	臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について (つくば市教育委 員会職員への行政上の措置に関する事 (職員への訓告等)) (非公 開)
森田教育長	報告第 25 号、教育総務課、お願いします。
山岡教育総務課 長	(議案に対する説明)
森田教育長	質問や確認事項はありますか。よろしいですか。
委員一同	はい。
森田教育長	では報告のとおりとさせていただきます。
(1)議案第 50 号	つくば市立幼稚園管理規則及びつくば市立小学校、中学校及び義務教育 学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について (公開)
森田教育長	では以上で非公開案件の方は終了しましたので、公開案件を審議いた します。傍聴がいましたら入室させてください、議案第 50 号、学務課、 お願いします。
森田教育局次長 兼学務課長	議案第 50 号つくば市立幼稚園管理規則及びつくば市立小学校、中学校 及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則につい てご説明いたします。改正の理由は、TX 開発地域である中根・金田台地 区の児童数の増加に対応するため、令和 8 年 4 月にさくら小学校を開校 することに伴いまして、その通学区域を定めるものでございます。な お、新設校の開校に係る学区の設定につきましては、令和 3 年度に学区 審議会を開催し答申を受けており、令和 4 年度から保護者説明会や住民

	<p>説明会等を複数回実施してまいりました。改正の内容につきましては、議案書及び新旧対照表のとおりとなっております。さくら小学校の通学区域は、春風台、流星台、さくらの森、上野、桜一丁目、桜二丁目、桜三丁目、上境、柴崎となります。これは現在の栄小学校、九重小学校、栗原小学校の3校の学区を分割したものとなります。また、桜幼稚園の園区及び桜中学校の学区にさくら小学校区を加える改正を行います。施行日は、開校に合わせて、令和8年4月1日といたします。以上です。</p>
森田教育長	<p>質問や確認事項がありましたらお願いします。はい、柳瀬委員どうぞ。</p>
柳瀬委員	<p>通学区域の決定は距離によるものだと思いますが、間違いないですか。</p>
森田教育局次長 兼学務課長	<p>学区を設定しましたので、その学区の中での通学区域を設定するものです。学区につきましては距離等も勘案して決められているものです。</p>
柳瀬委員	<p>距離等をということは、距離以外に何を基準にするのですか。</p>
森田教育局次長 兼学務課長	<p>これまでの地域が形成されている経過や経済圏、地域の繋がり等を総合的に勘案しまして、学区審議会において、学区の答申を受けております。</p>
柳瀬委員	<p>距離が第一ではないのですか。</p>
森田教育局次長 兼学務課長	<p>距離が非常に重要な要件であることは間違いございません。</p>
柳瀬委員	<p>通学距離が4キロを超えるところは出てくるのですか。</p>
森田教育局次長 兼学務課長	<p>はい、ございます。小学校で通学距離が4キロ以上の児童に対しましては、通学援助を行っているところでございます。</p>

柳瀬委員	各地区には説明をすでに行っているのですね。
森田教育局次長 兼学務課長	はい。地域の方には説明会を開催しております。
柳瀬委員	例えば地域で話し合いをして、違う学区になりたいという要望書が出てきたときには、受理しますか。
森田教育局次長 兼学務課長	要望書を受理したものはありますが、その要望書の内容にもよると思 いますので、中身については事前に一度ご相談していただいてから、最 最終的に受理をするかどうかを決めたいと考えております。
柳瀬委員	それはどこで決めるのですか。
森田教育局次長 兼学務課長	教育委員会になります。
柳瀬委員	そうですね。そういった要望書が出てきたら、教育委員会でそれが 公正なものであるかどうかを判断して、教育委員会で決めるということ ですよね。小学校区の場合は、やはり距離が第一だと思います。行政区 に関しては行政が区割りしたものなので、経済圏とか繋がりとは必ずし も一致していないですね。道路の問題とかそういった要素で区切られ ていて、子供たちの目線からしたらどうなのだという事とはまた別だ と思います。その辺りを慎重に考えないといけないと思います。
森田教育長	学区協議会には地域の方の代表も入っていますので、地域の意見も聞 きながら、最終的にはその審議会の答申を出してもらうということだ すよね。
柳瀬委員	場合によっては、教育委員会の判断と学区審議会の判断が必ずしも一 致するとは限らないはずですが。もう1つ大きなポイントは、今の子供た ちの利益不利益と将来の子供たちの利益不利益が必ずしも一致しない場 合があるはずですが。それはすごく重要なポイントなのではないかと思っ ています。それに、地域の方というのも、必ずしも全員の意見ではない でしょうし、全員一致の意見であっても、それは今の人たちの意見で

	<p>あつて、将来にわたってずっとそれが一致した意見とは言えないですよ ね。簡単なことではないですが、その辺りもやはり考えなくてはいいな いと思います。</p> <p>話は変わりますが、栗原小学校は小規模特認校という形で残るわけ ですよ。</p>
森田教育局次長 兼学務課長	はい。栗原小学校の区域は学区内となっております。
森田教育長	他にはいかがでしょうか。はい、和泉委員お願いします。
和泉委員	先ほど通学補助という言葉が出ましたが、どのような補助なものでし ょうか。
森田教育長	遠距離通学補助ということで、小学生は通学距離が4キロ以上、中学 生は6キロ以上の方を対象に、補助を支給するものですね。
柳瀬委員	公共交通機関を使った場合に補助するということですか。
森田教育長	徒歩でも対象になります。
倉田委員	通いやすさの問題も関わってきますよね。状況地区の状況もあります ので、それによって補助が変わってくるものだったかと思います。
柳瀬委員	距離は、実際の距離で計算するのですか。それとも地図上の最短距離 ですか。
森田教育局次長 兼学務課長	実際の通学距離で計算しています。
和泉委員	通学補助はこの件以外にも同様に適用されるのですか。
森田教育長	そうですね。秀峰筑波義務教育学校は多くの学校を統合したので、結 構な人数がいるはずですよ。

柳瀬委員	個人に対して補助が出ているのですか。
森田教育局次長 兼学務課長	出てはいますが、スクールバスとの関係もあります。制度については、追ってお知らせさせていただく形で良いでしょうか。
柳瀬委員	お願いします。
森田教育長	他にはよろしいですか。それでは承認することとしてよろしいですか。
委員一同	はい。
森田教育長	では承認するものとさせていただきます。
(2)議案第 51 号	つくば市地域クラブ活動参加者支援交付金交付規則の一部を改正する規則について（公開）
森田教育長	議案第 51 号、学び推進課、お願いします。
岡野学び推進課 長	議案第 51 号つくば市地域クラブ活動参加者支援交付金交付規則の一部を改正する規則について説明させていただきます。今回の改正は、交付金の申請期限について定めます、交付金規則の第 7 条第 3 項の一部を改正し、地域クラブ活動の利用料が 2 万 4,000 円を超えた月の翌月の末日または当該年度の末日のいずれか早い日としていたものを、3 月 20 日が申請期限であることを明記するものです。申請期限が土曜日または日曜日である場合は、つくば市の休日を定める条例に則り、休日の翌日を申請期限とします。理由としましては、年度末までに交付決定をする必要がありますが、就学援助世帯等に該当するか否かや滞納の有無等について他部署へ照会する必要もあり、時間を要しておりました。そのような理由により、改正するものであります。また、申請内容を分かりやすくするために、様式も併せて変更するものです。申請期限の変更につきましては、部活動地域展開先となっておりますクラブや学校を通じて周知を行う予定としております。どうぞよろしくお願いいたします。
森田教育長	質問や確認事項がありましたらお願いします。はい、柳瀬議員どう

柳瀬委員	ぞ。 第3条で実施団体について、次のアからウまでのいずれにも該当する団体をいうと書いていますが、それについて簡単に教えてもらえますか。
岡野学び推進課長	アは、つくば市又はつくば市に隣接している市町村において活動していることとしています。イは、政治活動又は宗教活動を活動の主たる目的としていないこととしています。ウは、団体の構成員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員がいないこととしています。
柳瀬委員	分かりました。あまり細かくは定めていないのですね。
森田教育長	他にはいかがですか。よろしいですか。では承認するものとしてよろしいですか。
委員一同	はい。
森田教育長	では承認するものとさせていただきます。
(5)報告第23号	臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について（市長からの意見照会に係る回答）（公開）
森田教育長	報告第23号、教育施設課、お願いします。
勝村教育局次長 兼教育施設課長	報告第23号臨時に代理した事務の管理及び執行の状況についてです。茎崎中学校校舎西棟長寿命化改修工事につきまして、工事請負契約の本契約を締結しましたので、ご報告いたします。以上です。
森田教育長	質問や確認事項がありましたらお願いします。よろしいですか。
委員一同	はい。
森田教育長	では報告のとおりとさせていただきます。

5 その他	
森田教育長	<p>以上で審議すべき案件は終了いたしました。議事の5のその他に進みたいと思います。まず、アフタースクール事業について説明を求める意見が柳瀬委員からありましたので、こども部こども育成課の方々にお越しいただいています。それでは、本事業の概要等についての説明をお願いします。</p>
小林こども育成課長	<p>事前に机上にお配りさせていただいています、両面刷りのチラシを基に説明させていただきたいと思います。まず、表面、大きくアフタースクールと書いてある面をご覧ください。アフタースクールがどういったところを目指しているかを記載しています。様々な体験プログラムや児童がやりたいと思ったことを思い切り楽しめる、放課後の居場所となるようなものを目指して、2025年4月から沼崎小学校でアフタースクールをスタートしています。希望する児童が放課後の居場所として、学校施設を活用し、地域社会と交流や連携を図りながら、安全で安心な環境の下で自主的に様々な体験活動に取り組むことができる場として提供しています。今後も児童一人一人が自分らしく過ごせる居場所づくりを目指して実施していくものとなります。続いて、裏面をご覧ください。実際にアフタースクールでどういったことを実施しているかという説明となります。左側に、アフタースクールの特徴を記載しています。特徴の1つ目は、学校施設を活用して児童が自主的に様々な体験や体験をできる居場所を提供するというものです。2つ目は、利用にあたっての利用区分を2つ設定していることです。区分1と区分2という名称で分けています。区分1は、保護者の方が就労しているかどうかにかかわらず、今年度は沼崎小学校で実施していますので、沼崎小学校の児童が参加可能なものとなります。区分2は、市内でも他にも実施している放課後児童クラブと呼ばれるものと同じものになりまして、保護者の方が就労していて、放課後に保育に受けられない等の要件を満たした方が利用可能なものとなります。それぞれの区分で利用できる時間帯が異なりまして、平日については、区分1が17時まで、区分2が19時までとなります。3つ目は、17時までは区分1と区分2の児童が一緒に過ごすことができます。沼崎小学校の学校施設をお借りして過ごしています。</p> <p>続いて、その下をご覧ください。アフタースクールでの活動について</p>

です。児童自らがやりたいことやこんなことをしたいという希望に合わせた場所で、放課後を過ごせるようになります。大きく3つに分けていまして、自由遊び、プログラム体験等ができる活動、習い事プログラムとしています。習い事プログラムについては、現在調整中で下半期からの実施を検討しております。自由遊びは、教室を活用させていただき、カードゲーム等の遊びができる部屋と、静かに過ごすような、宿題や読書ができる部屋を分けています。また、外遊びやスポーツ等の身体を使って遊ぶものであれば、体育館や校庭をお借りして実施しています。また、通常プログラムについては、地域の方による講師プログラムや、運営を委託しているスタッフの得意分野を活かした体験活動工作、児童自身のやりたいことから生まれる活動を実施しております。

最後に、アフタースクールの利用区分についてです。先ほど申し上げました2つの利用区分について、それぞれの条件や利用可能時間等、違いを記載しています。区分1は、利用要件がなく、利用したい方はどなたでも登録ができるものとなります。利用時間は、平日は17時まで、学校休業日等は9時から15時までとなっています。プログラムについては、先ほどの体験活動も利用できるのですが、おやつはなしとなります。また、出欠席の管理については、事前の管理はなく、入室後の入退室の管理のみ行っております。利用料金は月額3,000円で、利用手続きの申請は随時可能となっています。続いて、区分2についてです。こちらは児童クラブと同じものですが、児童クラブと同じように、保護者の就労や介護等の理由により、放課後に保育を受けることができないことが利用要件です。利用時間は、平日は19時まで、学校休業日は8時から19時までとなっています。また、プログラムは区分1の児童と同じように利用できます。17時までは学校施設を活用して区分1と区分2の児童と一緒に過ごしまして、17時をめぐり、沼崎小学校の北側にある児童クラブ専用の棟に移動して、おやつを取る形となります。また、区分2については事前の出欠席管理を行っております。利用料金は月額4,000円で、利用手続きについては、利用申請をしていただいて、審査が必要となります。チラシの説明は以上です。

現在の利用状況ですが、6月1日時点で、区分1は36名、区分2は80名、合計で116名の方が登録しています。先ほど少し申し上げました、通常プログラムの中で、4月には地域の方のご協力でマジックショー

	<p>を、ペタンク協会のご協力でボッチャ等のスポーツ体験を実施しました。また、6月には学童保育連絡協議会の代表の方の協力で、ピアノとバイオリンの演奏会を実施しました。今後もプログラムの内容については、先生の得意分野や地元の方の協力はもちろんですが、児童自らがやりたいことがあれば提案してもらって、それを受けながら実施する内容を検討していければと考えております。</p> <p>現在実施している沼崎小学校でのアフタースクールの概要と利用状況は以上となります。チラシの一番下に記載しておりますが、2026年4月に、さくら小学校においてアフタースクールを開始する予定となっております。また、令和9年度に、さらに2校でアフタースクールの実施を検討していきまして、令和9年度には4校でのアフタースクールとなる予定です。場所については現時点では未定でして、実施に向けて検討を進めているところです。ご報告は以上となります。</p>
森田教育長	<p>ありがとうございました。何か質問や確認事項がありましたらお願いします。はい、倉田委員どうぞ。</p>
倉田委員	<p>アフタースクールは、長期的にはすべての学校で実施するような方向で、児童クラブを無くしていくような形なのでしょうか。それとも、併設で柔軟に対応していくということでしょうか。</p>
小林こども育成課長	<p>現在のところは、令和10年には10校に拡大する予定ではありませんが、今年度と来年度を含めて総合支援事業というものを事業者へ委託しております。今後の方向性については、つくば市では児童館や児童クラブがありますので、そういったものと併せて、放課後のあり方を検討した上で方向性を決めていく形になります。現状、まだ全校で実施することは決まっておりません。</p>
倉田委員	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
森田教育長	<p>他にはいかがでしょうか。はい、柳瀬委員どうぞ。</p>
柳瀬委員	<p>まず、そもそも沼崎小学校は児童が全部で何人いるのですか。</p>

小林こども育成 課長	正確な数字は手元にないのですが、6月1日時点で360名前後であったかと思います。
柳瀬委員	ということは、3分の1ぐらいの子供が利用しているということですね。
小林こども育成 課長	はい、そうです。7月に入ってから、どんどん増えている状況です。
柳瀬委員	考え方を確認したいのですが、児童館や児童クラブの活動を学校の施設を放課後に使って実施するという考え方ですか。それとも、アフタースクールは児童館や児童クラブとは別物と考えるのですか。
小林こども育成 課長	区分2というのは、今の児童クラブと同じような部分があるのですが、区分1というのは児童館と同じという形ではなく、利用料も頂きませんし、様々なプログラムの提供をしたり、区分2の子供も一緒に過ごしたりしています。自分のやりたいことをより選ぶことができる、新しい放課後の居場所となるようにより充実したものとなるイメージで進めたいと考えて始めているものになります。
柳瀬委員	ということは、児童館とは別物という考えですか。
小林こども育成 課長	今後拡充する場合には児童館があるところでアフタースクールをどのようにするかという点もありますので、棲み分けや考え方も含めて、また考えていきたいと考えています。
柳瀬委員	区分1と区分2という分け方は、児童館と児童クラブを踏襲しているわけですね。
小林こども育成 課長	利用の要件としては、区分1は児童館のように誰でも来られるものとして、区分2は保護者の方の就労等でより遅くまで見守り等が必要な児童を対象にしています。そのため、2つの区分に分けて始めて

柳瀬委員	<p>います。</p> <p>区分2は時間が長いわけですよ。利用料がそれぞれ3,000円と4,000円で、同じサービスを受けているのであれば、その1,000円の違いというのは延長料金と考えればよいのでしょうか。</p>
小林こども育成課長	<p>はい、違いとしましてはその部分の差になります。料金設定については、事前に検討を行っており、沼崎小学校で事業の実施前に保護者を対象にアンケート調査等を行ったのですが、その中で17時までの利用の場合にどの程度の利用料が妥当だと思うかという質問を設けまして、その結果を踏まえて、3,000円に設定しております。</p>
柳瀬委員	<p>アンケートで決まったのですか。</p>
小林こども育成課長	<p>はい、アンケートの結果を参考に設定しております。</p>
柳瀬委員	<p>費用対効果やサービスの内容、他の児童館との整合性で決まったのではないのですか。</p>
小林こども育成課長	<p>児童クラブの料金が4,000円ですので、それを基準とした上で、それより時間が短いことから料金をそれより高く設定するというわけではないという考えの下で設定したものになります。</p>
柳瀬委員	<p>アンケートの結果で決まったわけではないのですよね。</p>
小林こども育成課長	<p>はい。</p>
柳瀬委員	<p>そうすると、これは児童館を普通に利用する子供ではなくて、全部児童クラブの利用だと考えた方がよいのではないですか。料金設定からしてもプログラムからしても、同じプログラムを受けるのであれば、今までの児童クラブをアフタースクールでやっていると考えた方がよいのではないですか。</p>

小林こども育成 課長	<p>児童クラブは、国の補助金等を受けて実施しているもので、国が放課後児童健全育成事業という形で要件等を定めていまして、保護者の方の就労等というのが利用要件となっています。その子たちと一緒に活動できることから区分1を設けておりまして、児童クラブと一体とは考えられないものになっています。区分1と区分2の2つの区分を設けている点でも、児童館や児童クラブとは別だと考えております。</p>
柳瀬委員	<p>でも、同じプログラムで、同じ料金を取っているわけですよね。国からの補助がある子供と、国からの補助がない子供がいるわけですよね。区分を行政が分けるのは良いですが、子供たちにとっては関係ないですよね。サービスを受ける側としては、児童クラブではないですか。すべての子供が利用できますというのであれば、それはすべての子供がプログラムを利用できるべきで、今までの児童館の利用と児童クラブの利用を一緒にしたのかもしれませんが、この枠組みからすると、これは児童クラブの考え方ではないですか。</p>
小林こども育成 課長	<p>17時までの時間帯については、区分に関わらず、放課後児童健全育成事業という国の要件を満たした同じサービスを提供しているものです。</p>
柳瀬委員	<p>ただ、プログラムを別に受けなくても良い場所ということは、勝手に遊んでも良いわけですよね。それでも、児童クラブと同じように3,000円を負担して、そこでプログラムを受けたことになってしまっているわけですよね。</p>
小林こども育成 課長	<p>おっしゃるように、プログラムは絶対に受けてくださいというものはありませんので、ゆっくり1人で静かに過ごしたいという子には、そのように過ごすためのお部屋も用意していますし、友達とずっとゲームやトランプで遊んでいたいという子には、そのために使える部屋もありますので、児童それぞれがやりたいことができるようにしております。プログラムは、必ず参加してもらうものではなく、選択肢の1つとして提供しているものとなります。</p>
柳瀬委員	<p>児童クラブの利用ではなく、児童館に登録して児童館を利用する子供</p>

小林こども育成 課長	<p>がいますよね。その子供たちは利用料金を払いますか。</p> <p>児童館は利用料金がかからないものとなります。18歳未満であれば、どなたでも利用できる施設となっています。</p>
柳瀬委員	<p>その枠組みは無くなったということですか。</p>
小林こども育成 課長	<p>沼崎地区には元々児童館がございません。それも今回のアフタースクールのモデル事業の対象に選定された理由の1つではあるのですが、今後、児童館がある地区でアフタースクールを導入する場合にどのようにするかについては、今後のあり方の検討の中で考えていく余地が十分にあるかと思しますので、そこで検討したいと思います。</p>
柳瀬委員	<p>沼崎小学校の子供たちが、他の児童館がある学校のように児童館に行って無料で過ごすというチャンスは無いわけですよね。今後、児童館を作る予定もないわけですよね。放課後の学校開放は教育委員会としてどんどん進めるべきだと思っていますので、そういった形で進むのだろうと思っていたのですが、この料金設定を見ると、他の学校の子供たちと比べて、不公平ですよね。児童館がある地域の子供たちは児童館を無料で使えるのに、沼崎小学校の子供たちは児童館が無いから、アフタースクールを使わざるを得ないわけです。学校が児童館の代わりになると思っていたら、そうではなくて、そこはアフタースクールという児童クラブの扱いの事業が始まったのですよね。それはもう、居場所とは言えないですよね。児童クラブと一緒にではないですか。居場所と書いてありますから、それを見た人は居場所だと思いますよね。学校は子供たちが利用する場所で、子供たちのものですが、その場所を使うのに利用料を払って遊ぶのですか。児童クラブは利用するためにいろいろな要件があって、その要件に満たした子供たちが用意されているプログラムに参加して、プラスアルファのサービスが受けられるというものであるはずです。ただ学校で過ごしたいという子供たちは、ただ学校で過ごすために利用料を払わなくてはいけなくなってしまいませんか。その公正さはどうやって担保しますか。</p>

小林こども育成課長	<p>児童館のある小学校区と児童館のない小学校区がありますので、そういった中で、児童館がないところだけでアフタースクールを実施すれば、それが児童館の代わりになるかというところと全くそうではないと考えております。料金も含めて、市全域での公平感も含め、放課後の居場所について考えていきたいと思っております。</p>
柳瀬委員	<p>公平感じゃなくて、公平にしてほしいのですよ。まずそれが大前提です。新しい事業をする際に、不公正であっては絶対にだめなのです。それが学校によって異なっているのは困ります。つまり、児童館の役割をアフタースクールが担うのであれば、その枠組みをちゃんと作ってほしいです。びっくりしたのは、アンケートで利用料を決めたということです。それは違うと思えますよ。論理的に、こういった費用がかかりますというのを説明していただきたいです。</p>
小林こども育成課長	<p>失礼しました。アンケートの結果も踏まえて設定したのですが、語弊のある表現でした。</p>
柳瀬委員	<p>でも、実際にアンケートの結果をすごく参考にしたような発言でしたよね。その辺りからちょっとボタンのかけ違いをしていませんか。</p>
小林こども育成課長	<p>説明が分かりにくく申し訳ありません。児童館との大きな違いとして、指導員という方が配置されて、よりしっかりと見守りの下での事業実施となりまして、事業の実施形態も含めた費用の算定というのは事前に行っております。</p>
柳瀬委員	<p>見守りをする指導員ということですよ。それが他の児童館にはないわけですか。いますよね。</p>
小林こども育成課長	<p>児童館には、児童厚生員という方がいます。それとは別に、放課後指導員という方もいまして、つくば市で児童何人につき何名以上の指導員を配置するという基準を設けています。放課後指導員と児童厚生員は別の存在で、それぞれ異なる枠組みで指導員を配置しているものになります。</p>

柳瀬委員	<p>指導員という形だと、自主的にやりたいことを見つけて選択するところから外れませんか。そもそも自主的というのは、決まったものに参加するかしないかの選択なのです。例えば、自主的にごみ拾いをするというのは、ごみ拾いというのはもう決まっていて、それに参加するかしないかを自分で決めるということです。一方で、何をするかを最初から決めるというのは主体的というのです。チラシには自主的と書いていますから、プログラムはいろいろ用意して指導員もつけているので、参加しても参加しなくても良いですよという意味になるのですよね。ただ、子供が自分で来てそこで自分で何か遊びをつくり出している場合は、指導員は見守りだけをしているわけですよね。指導員が何かプログラムを提供したからそのサービスに対してお金を払うという形ではないわけです。児童館はその形です。一方で、児童クラブはプログラムがあってプログラムに参加するから、費用がかかるのですよね。おやつもあるわけで。でも、区分1の子供たちにはおやつはないのですよね。子供たちを分けるときにはすごく配慮しないといけなくて、個人的なことで申し訳ないのですが、私の娘が児童館に行っていた頃に、そこで手芸のプログラムがあって、それに参加したかったようなのですが、参加したいと言ったら、児童クラブの子供ではないから参加できないと言われたのですよね。おやつもないですし、すごく寂しい思いをして帰ってきたのですよね。ですので、アフタースクールで区分に関わらず同じプログラムに参加できるのは良いと思います。心配なのは、指導員がいて、プログラムが用意されていることで、みんながプログラムに参加しなければならないというようになってしまわないかということです。子供たちの遊ぶ自由が保障されているかが心配です。「アフタースクール・スクール」のような発想となってしまうと、居場所とは違うものになると思います。上手く言えているかは分からないのですが、坂口委員、どうですか。</p>
坂口委員	<p>いろいろとご説明ありがとうございます。私は市報でアフタースクールを知ったのですが、子供たちが放課後に自由に遊べる場ができるのかと思い、すごく嬉しく思いました。昔は放課後に学校に少し残って遊べましたが、今は大人がいなくなかなか自由にはできないので、見守る</p>

大人がいて、そういったことを少しできるようなのかなという印象を受けました。ただ、その後いろいろな情報を見て、子供の自由な場というものを仕事にしている身としましては、結構混乱しました。柳瀬委員がおっしゃっているように、児童館や児童クラブとの違いや、どのような場所かについては言葉遣いを含めてははっきりしないと、不公平だという声が結構上がると思います。有料であるというところで、つまりはサービスであるという意識を最初から保護者が持っていれば大丈夫かもしれませんが、学校施設を利用するものですし、同じ放課後の受け皿である児童クラブや児童館との違いもありますので、その辺りでややこしくなりそうだと懸念しております。あと、運営をお願いしている団体が選ばれた経緯について、児童が自ら好きなことや得意なことを見つけてやりたいことをする場、安心安全に過ごす場と謳うのであれば、団体がどのように選ばれて、運営するようになったのかをお伺いしたいです。

最後に、これは意見なのですが、大人が用意したものに対してやるかやらないかという選択肢しかない状況では、子供たちにとってはあまり自由な場ではないという気がします。実際に本当に子供たちと指導員の方、学校の先生で対話が行われているかどうか非常に大事だと思います。大人が一方的に考えて提供している場だと、結局子供の声は全然上がってこないですし、子供たちが自由に選べますよと謳うのであれば、しっかりと子供たちの声を聞いて対話してほしいです。例えば、危険な場所があるから撤去しようという安全管理上の大人の判断で遊具を撤去するとか、学校の中に今あるものが一方的な大人の判断で消えてしまって、そこに子供の声は全く反映されてないのではないかという声が現場のあちこちから聞こえてきます。アフタースクールでこういった内容を謳うのであれば、子供たちと先生方、指導員の方の間でしっかりと対話がされた上で、活動ができているかを確認する必要があるのではないかと思います。そういった場を運営することは非常に難しく、指導員の数も限られている中で、多くの子供を一斉に見ないといけないので、自由なことを考えられる余地は結構少なくなってくるのですよね。ですので、子供の声を聞いた上で変わっていくようになると良いと願っています。まずはアフタースクールのあり方について、もう少し整理が必要ではないかと思っております。

<p>小林こども育成 課長</p>	<p>ありがとうございます。確かに今後検討しなくてはいけない点は多い と思っております。</p> <p>まず、用意したプログラムから子供たちに選ばせるような形にならない ようにという点については、沼崎小学校のアフタースクールではリク エストボックスのようなものを置いていまして、子供たちがこういった ことをやりたいというものをいつでも書いて意見を出せるようになって おります。実際に非常に多くの意見が出ていて、その中で実現できるも のを指導員の主導ではなく、指導員は子供たちが決めていけるように促 す形で進めています。プログラムに限らず、ルール決めもあります。例 えば、体育館を使う際に、何種類かやりたいものがある場合にみんなが 一緒にするにはどうすれば良いか、子供たちが自分たちで話し合って区 分けや時間を決めています。子供たちが自主的にそういったルールを決 めることで、自分たちで作ったルールということもあり、それをしっか り守って運営を進められていると思います。また、区分2の子供たちは 17時までは学校施設を利用し、それ以降はクラブ棟に移動するのです が、その時の整列する方法や、整列時間の何分前までに活動を終わりに しようというのも、子供たちが自主的にルールを決めて、しっかりそれ を守って放課後の時間を過ごしてくれています。</p> <p>アフタースクール事業については、業務委託という形で事業者に入っ ていただいて、実施しています。事業者は、児童クラブの運営実績の有 無や料金等だけで決めることがないように、プロポーザル方式で選定し ました。こういった取り組みをアフタースクールとして実施するかを選 定委員会の中で確認させていただいた上で、選定しております。また、 事業者とアフタースクールの理念や考え方を共有していけるように、定 期的なミーティングや沼崎小学校への訪問を行い、すり合わせを行いな がら事業を実施しております。</p>
<p>森田教育長</p>	<p>ありがとうございます。まだ整理する面がいろいろとあるかと思いま すが、今の委員の皆様から出た意見等を参考にいただき、今後あり 方を検討するということですので、また進捗がありましたらご報告を頂 ければありがたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。本日はお 忙しいところありがとうございました。</p>

柳瀬委員	<p>すみません、いろいろ厳しく聞こえたかもしれないですが、子供たちの目線でいろいろなことを工夫されているみたいですし、ぜひどうぞよろしくをお願いします。最後に気になっている点をお伝えしたいのですが、教育についての考え方がしっかり浸透するかというのが心配です。教育のすごく大事なところに関わるもので、児童館の運営とはまた少し違う発想かと思います。児童館を運営できたから大丈夫、という話ではないと思います。ただ見守りをして安全性を確保するのではなく、一段階クオリティーを上げて、子供の自主性や主体性、個性を理解した上で運営しなくてはいけないので、結構難しいことだと思います。その土台はまだ全然できていないと思いますし、教育委員会の方にもいろいろと振っていただいて、良い方向へ持っていかれたらと思いますので、よろしくをお願いします。いろいろ言うでごめんなさい。</p>
小林こども育成課長	<p>ありがとうございます。まだ今年度を開始したばかりの事業ですので、現在のものが完成形だとは思っておりません。より良い居場所とするために、やり方や市の思いを事業者と共有しながら取り組んでいきたいと思っています。頂いた意見を参考にさせていただき、十分な話し合いや検討を行い、よりバージョンアップしたアフタースクールとなるように進めたいと思います。</p>
森田教育長	<p>沼崎小学校でアフタースクールを始めるとなった時から教育委員会としてはすごく関心を持っていますので、今後ともよろしくをお願いします。どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、和泉委員が社会福祉協議会とつくば文化振興財団の理事会に出席されまして、そのご報告があるということですので、よろしくをお願いします。</p>
和泉委員	<p>では、手短かに報告させていただきます。6月に、社会福祉協議会とつくば文化振興財団の理事会に出席してきました。</p> <p>まず、社会福祉協議会の理事会ですが、昨年度の事業報告の中で、コミュニティ・スクールとの連携について報告書の中に明記されているのを見つけました。どんなものかということ、市内を7つのエリアに分けて、エリアごとに生活支援コーディネーターが1名ついて、地域で繋</p>

	<p>がって活動できるようにするというものです。事業としては、地域の声を発掘して、地域住民や専門職をつなぐことやそのきっかけを作ること、あったら良いなと思うことを住民の皆さんと考えて実現のお手伝いをする、地域で行われている活動の養成や活動に関わっている人の思いを発信することがあります。例えば、大徳圏域では、大徳学園のコミュニティ・スクールに地域支援コーディネーターも入って、地域がいろいろと情報を提供しながら、地域のシルバークラブへ説明をしたり、挨拶運動へ地域の人も関わったりしているということでした。その効果として、学校の現状を知ることができ、学校との繋がりができたという声が上がっているということでした。また、秀峰筑波でも、1年生と地域の方々との昔遊び交流支援にこの事業が関わっているということでした。あとは、香取台小学校の児童クラブと地域住民との交流でも関わっているということでした。社協に関係する、年齢が上の方々と子供たちが交流して、こうやって繋がっているということで、コミュニティ・スクールに社協で積極的に活動している人が入っていくようなきっかけが次々に生まれているのだと思い、報告させていただきました。</p> <p>続いて、つくば文化振興財団の理事会についてです。事業報告の中で、つくばカピオの施設の一部を市内の中高生を対象に学習スペースとして開放したというのがありました。初めて聞く話だったので、教育局から依頼をしたのかもしれないと思いつつ聞いてみたら、そうではなくて、冷暖房を完備している部屋が空いているのはもったいないので、週末に学習スペースとして開放を始めたということでした。今はノバホールの1階部分の廊下にも机がずらっと並んでいて、割と緩やかに子供たちが静かに過ごせるような空間になっているのを見たことがありまして、いろいろと自発的に場所を提供してくださっているのはとてもありがたいことだと思いました。もし部屋が空いているのであれば、不登校児童生徒支援等でも何か活用できると良いかもしれないと思ったところです。報告は以上です。</p>
森田教育長	ありがとうございます。
柳瀬委員	どこの部屋を開放しているのでしょうかね。

和泉委員	4階の部屋と言っていました。
森田教育長	確かに会議室がありますね。
柳瀬委員	わざわざそこに行く子供っているのですかね。
和泉委員	意外と利用者がいるみたいで、どこで周知しているのかと思って聞いてみたら、市報に載せていると言っていました。図書館の学習スペースと似た感じなのかと思います。図書館も席がすぐに埋まってしまって、早く行かないといけないという話をよく聞くので、すごくありがたいことだと思います。
坂口委員	暑いですから、学習スペースを探している子供はいるでしょうね。
柳瀬委員	高校生も勉強場所がないと聞きますからね。
森田教育長	そうですね。コミュニティ・スクールのお話もありましたが、どんどんいろいろな意味で地域の活性化に繋がっていけば良いと思っていますところでは。
柳瀬委員	夏休みに入って、これだけ暑い中で行く場所にも困っていると思います。学校では、図書室等の冷房が使える部屋を学習室として開放しているのですかね。
森田教育長	図書室を開放しているところはあったような気がします。
柳瀬委員	図書室とか学習室みたいな、冷暖房が効いた場所で勉強できると良いですよ。
倉田委員	学校外だと児童クラブとかですかね。
森田教育長	今は家にクーラーがないという子は少なくなっているでしょうけどね。

柳瀬委員	なかなか家で勉強できないという子たちには、場所があっても良いのではないかと思います。
倉田委員	最近の子供たちはクラブ活動とかで毎日忙しいと聞きます。
柳瀬委員	これだけ暑いと屋外のクラブ活動はできないでしょうね。
森田教育長	そうですね。
倉田委員	私の孫は体操とかバレーとか、毎日本当に忙しそうにしています。
坂口委員	忙しい子が多くなった分、そうではない子たちが取り残されているような雰囲気はあると感じています。友達が忙しくしているから、仕方がなく家にいるという話はすごく聞きますね。
柳瀬委員	そういう子たちが学校で集まると良いですよ。公園とかでは難しいでしょうし。
森田教育長	この暑さでは無理ですから、涼しいところが必要ですよ。
柳瀬委員	それでショッピングモールに行ってぶらぶらとたむろするぐらいだったら、学校の方が良いですよ。
森田教育長	そうですね。今年すぐにとというのは、もう夏休みも始まってしまっているのが難しいですが、校長たちに投げかけてみようかと思えます。 いろいろとご意見を頂きまして本当にありがとうございました。他にはよろしいでしょうか。
委員一同	はい。
6 閉会	
森田教育長	以上をもちまして、令和7年7月定例会を閉会します。ありがとうございました。

◎会議録の調製

署名年月日	令和7年（2025年）8月21日
調製者	久保田 靖彦